				二	
				洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	
第三回		第三回追加入札		第一回	
ずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）					
定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．五六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．五三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	四．七九円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一		
				（新設）	
	（新設）			（新設）	
	（新設）	（新設）		（新設）	
	（新設）	（新設）		（新設）	